

別紙 3

許可標識の名称付与標準

航路標識法第2条ただし書きの規定により許可を受けて設置される航路標識の名称は、次の設置箇所の区分ごとに、それぞれ付与する。

- 1 陸上に設置される場合（港内の標識を除く。）
 - (1) 設置場所の海図に記載されている地名（岬、鼻、島等の名称）を付与する。
 - (2) 設置場所の地名が海図に記載されていないときは、当該設置場所の市町村名（市町村名によることが不適当な場合は、町名、大字名又は字名。以下同じ。）を付与する。
 - (3) 上記1及び2によることができない場合、当該航路標識の設置場所付近の海図に記載された地名の後に八方位を付した名称を付与する。
- 2 海上に設置される場合（港内の標識を除く。）
 - (1) 設置場所の海図に記載されている湾、航路、水道、瀬、河川等の名称を、また、必要に応じ当該名称の後に八方位又は「口」の字等を付与する。
 - (2) 上記1以外の場合は、海図に記載されている地名の後に八方位又は「沖」の字を付与する。
- 3 港に設置される場合
 - (1) 港に設置される場合は、港則法施行令（昭和40年政令第219号）別表第1に規定する港名又は港湾法若しくは漁港法に規定する港名を付与する。
ただし、港則法施行規則（昭和23年運輸省令第29号）別表第1により港区（番号によって標示された港区を除く。）が設定されている港に設置される標識には、当該港区の名称を付与する。
 - (2) 港内の航路、水路等を示す場合は、当該名称を付与する。
 - (3) 港の境界付近に設置される場合は、上記1の港名の後に八方位又は「口」の字を付与する。
- 4 前各項の規定によるほか、次の場合は、それぞれ当該名称を付与するものとする。
 - (1) 施設（防波堤、防砂堤、突堤、ふ頭、岸壁、導流堤等）上に設置する場合は、原則として当該施設の名称を付与する。
ただし、当該施設の名称では設置位置を特定できない場合は、当該施設名称に地区名を冠し、又は当該施設名称の後に四方位を付与することができる。
 - (2) 既設の標識に付与されている名称と類似する場合又は混同されるおそれのある場合は、地方名、旧国名等を冠する。
 - (3) 同一の海域であって、かつ、相互に関連のある標識を設置する場合は、前各項に定める名称のほか、別に数字、アルファベット又は八方位を付与する。

なお、数字又はアルファベットを付与する場合

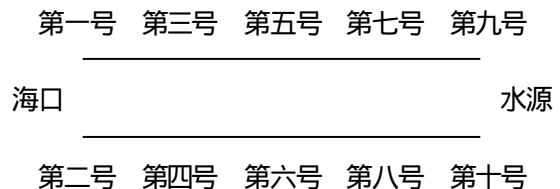
の要領は、別図1によるものとする。

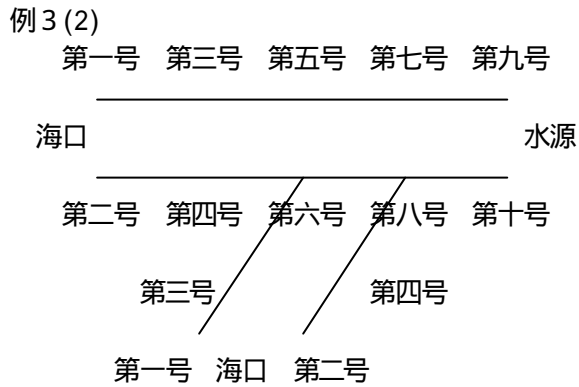
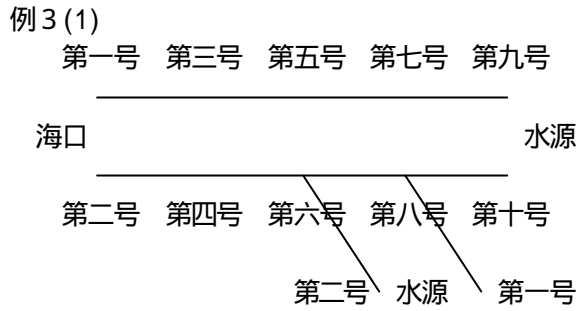
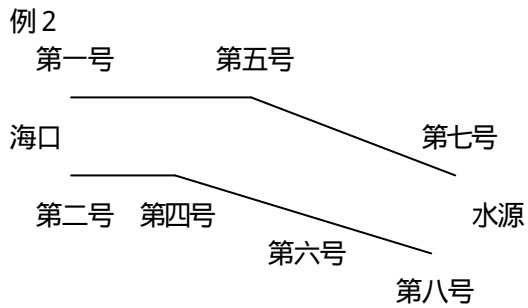
- (4) 照射灯を設置する場合は、照射される場所の海図に記載されている名称を付与する。ただし、海図にその名称が記載されていない場合は、照射灯設置場所の地名、港名又は灯台名の後に当該照射灯から照射される場所の方位を示す八方位を付与することができる。
- 5 前各項によるほか、設置者又は管理者名（法人名を示す略号等）を名称に冠することができる。
- 6 橋梁標識を設置する場合
上記4の施設名（橋梁）の名称の後に「橋梁標」又は「橋梁灯」を、さらに、括弧書きでそれぞれの標識の設置場所に応じ、アルファベット及び数字並びに「標」又は「灯」を付す。
なお、付与する場合の要領は、別図2によることとし、括弧書きで用いるアルファベット及び数字は次の方法によること。
 - (1) アルファベット
イ 中央標識には、Cを付す。
ロ 左側端灯及び左側端標には、Lを付す。
ハ 右側端灯及び右側端標には、Rを付す。
ニ 橋脚灯には、Pを付す。
 - (2) 数字
イ 水源と反対側に設置されるものには、奇数数字を、また、水源側に設置されるものには、偶数数字を付す。
なお、中央標識及び側端標識が橋梁の中心線の直下に設置される場合は、水源の反対側に設置されるものとみなし、奇数数字を付す。
ロ 中央標識及び側端標識は、水源に向って最も左に設置されるものに1又は2の番号を付し、以後、可航水域又は航路ごとに、順次、これに連続した番号を付す。
ハ 橋脚灯は、水源に向って最も左に設置されるものに1又は2の番号を付し、以後順次、これに連続した番号を付す。
- 7 前各項により難しいもの、又は前各項によることが適当でないと思われるものについては、前各項によらず名称を付与することができる。

別図 1

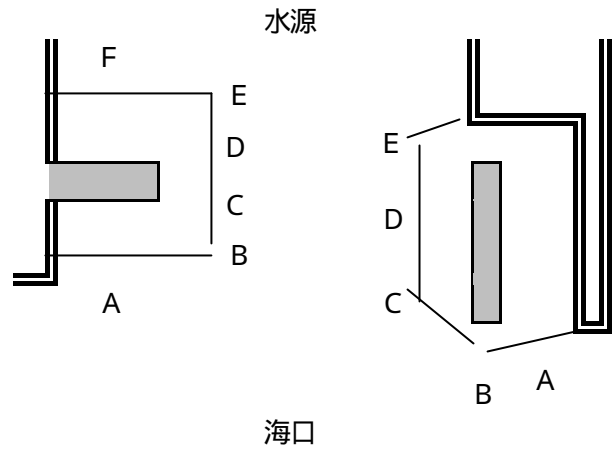
- 1 水源に向かって可航水路の両げんに複数の標識を設置する場合、同水路の右側に設置する標識にあつては偶数の番号を、左側に設置する標識にあつては奇数の番号を次の例により、海口側から付与する。

例 1

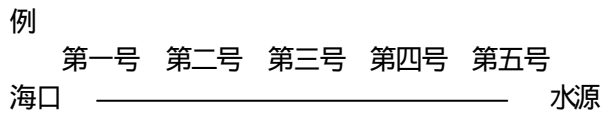




例2 防波堤等の工事区域等を明示する場合



2 可航水路中央部に設置する標識にあっては、次の例により水源に向かって海口側から一連の番号を付与する。



3 同一の海域で、かつ、相互に関連のある標識を設置する場合にあっては、次の例により海口側から順にアルファベットを付与する。

例1 海上の孤立した工事区域等を明示する場合

